



# 秋田県公報

目 次	ページ
-----	-----

選挙管理委員会告示

○秋田県議会議員補欠選挙の選挙事由の発生(二〇)……………1

選挙管理委員会告示

秋選管告示第二十号

秋田県議会議員男鹿市選挙区選出議員の退職の申し立てに伴い、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十三条第一項の規定により、秋田県議会議員男鹿市選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じたので、同法第百四十三条第十九項第六号及び第百九十九条の五第四項第六号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年二月二十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所  
秋田県山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄